

有田市妊婦のための支援給付実施要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

有田市長 玉 木 久 登

有田市訓令第22号

### 有田市妊婦のための支援給付実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく妊婦のための支援給付の支給等に関し法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 妊婦のための支援給付は、妊婦であって、本市に住所を有するものに対し行うものとする。

(妊婦給付認定の申請等)

第3条 妊婦のための支援給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、有田市妊婦給付認定申請書（様式第1号）を市長に提出し妊婦給付認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

2 市長は、前項の認定をした場合は有田市妊婦給付認定通知書（様式第2号）により、却下した場合は有田市妊婦給付認定申請却下通知書（様式第3号）により申請者にその旨を通知するものとする。

3 認定を受けた者（以下「認定者」という。）が本市に住所を有しなくなった場合は、有田市妊婦給付認定取消通知書（様式第4号）により当該認定を取り消すものとする。

(妊婦支援給付金の支給等)

第4条 市長は、認定者に対し、妊婦支援給付金を現金で支給する。

2 妊婦支援給付金の支給は、前条第1項の認定を決定した後5万円を、胎児の数の届出書（様式第5号。以下「届出書」という。）の提出後胎児の数に5万円を乗じた額を支給するものとし、有田市妊婦支援給付金支払通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(申請等の期限)

第5条 第3条第1項の申請は、産科医療機関等で妊娠が確定した日を起算日とし、2年を経過した日の前日までに申請しなければならない。

2 前条第2項の届出書は、出産予定日の8週間前の日（出産予定日の8週間前の日以前に死産し、又は流産した場合はその日）を起算日として2年を経過した日の前日までに市長

に届出しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

# 有田市妊婦給付認定申請書

有田市長



妊婦給付認定の資格を有するため妊婦給付認定の申請をします。

## 1. 申請者の情報

		申請日	年	月	日
ふりがな		年齢		職業	
氏名					
個人番号		電話番号			
現住所	〒				
居住地	(現住所と異なる場合のみ記載)				
妊娠届出日	年	月	日	妊娠月数	か月
妊娠届出日 時点の住所地	(現住所と異なる場合のみ記載)				

※妊娠月数は、既に出産や流産している場合は、それらが確認された日を記載すること。

## 2. 妊娠に関して診療を受けている医療機関の情報

医療機関の名称	
住所	
電話番号	
診断した医師の氏名	

裏面あり

### 3. 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金（1回目）の支給（5万円）を

希望します。



他の市町村で、1回目の支給（5万円）を受けていません。

※ 妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市町村に確認することがあります。

既に他市町村で1回目の支給（5万円）の支給を受けています。

（支給市町村：                    ）

希望しません。

### 4. 振込先口座

金融機関名		本・支店名		金融機関コード				支店コード		
銀行・信用金庫 信用組合・農協・漁協		本・支店								
		本・支所 出張所								
口座種別	口座番号(右詰で記入)						口座名義(カタカナ)			
1 普通・2 当座										

### 5. その他

子ども・子育て支援法 10 条の 10 の規定に基づき、妊婦給付認定後に有田市外に転出した場合には有田市の妊婦支援給付認定は取り消されます。取消により有田市から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援に必要な場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

署名

署名日      年    月    日

様式第2号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

有田市長

有田市妊婦給付認定通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、  
認定しましたので通知します。

様式第3号（第3条関係）

第 年 月 日

様

有田市長

有田市妊婦給付認定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、次の理由で申請を却下しましたので通知します。

記

却下した理由

上記の却下の処分があった場合に、この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、有田市長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、有田市を被告として（訴訟において有田市を代表する者は有田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号（第3条関係）

第 年 月 日

様

有田市長

有田市妊婦給付認定取消通知書

次のとおり、妊婦給付認定を取り消しましたので通知します。

記

1. 取消しの日 年 月 日

2. 取消しの理由

この処分があった場合に、この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、有田市長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、有田市を被告として（訴訟において有田市を代表する者は有田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

## 胎児の数の届出書

有田市長



### 1. 届出者の情報

		届出日		年	月	日
ふりがな				生年		
氏名				月日	年	月 日
個人番号						
電話番号						
住所地	〒					

2. 胎児の数： \_\_\_\_\_人

### 3. 妊娠に関して胎児の数の確認を受けた医療機関の情報

医療機関の名称						
住所						
電話番号						

### 4. 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金（2回目）の支給（胎児の数×5万円）を

希望します。



他の市町村で、2回目の支給（胎児の数×5万円）を受けていません。  
※ 妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市町村に確認することがあります。

希望しません。

### 5. 振込先口座

有田市妊婦給付認定申請書の振込先と同じ（違う場合は下記にご記入ください）

金融機関名		本・支店名		金融機関コード				支店コード		
銀行・信用金庫 信用組合・農協・漁協		本・支店								
		本・支所 出張所								
口座種別	口座番号(右詰で記入)				口座名義(カタカナ)					
1 普通・2 当座										

様式第6号（第4条関係）

第 年 月 日  
年 月 日

様

有田市長

有田市妊婦支援給付金支払通知書

妊婦支援給付金（1回目・2回目）については、次のとおり支払いますので通知します。

記

1. 支払予定日 年 月 日
2. 支払金額 円